

保医発第0331004号
平成20年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」の一部改正について

ニコチネルTTS10、ニコチネルTTS20及びニコチネルTTS30については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成18年6月1日付け保医発第0601001号厚生労働省保険局医療課長通知）において、保険診療上の留意事項を通知しているところであるが、平成20年度の診療報酬改定にあわせ、同留意事項の一部を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成18年6月1日付け保医発第0601001号厚生労働省保険局医療課通知）2(2)②を次のように改める。

② ①にかかわらず、ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合に限り、当該禁煙治療に要した本剤の薬剤料を、入院している保険医療機関において算定して差し支えない。

当該薬剤料の算定に当たっては、外来で実施されていた禁煙治療の内容を十分に踏まえ、継続して計画的な禁煙指導を行うために本剤が処方された場合に算定が認められるものであり、突然の休薬等に伴う単なる離脱症状への対応等として本剤が処方された場合には、算定は認められないこと。

また、診療報酬請求の際には、診療報酬明細書の摘要欄に、「外来においてニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、禁煙治療を継続するために処方した。」と記載すること。

なお、入院の期間は、ニコチン依存症管理料の算定期間である12週間には含めないものとし、また、当該入院中の処方にについては、ニコチン依存症管理料を算定できる治療回数である5回には含めない。